

対象事業 (今後追加予定)

■担当：健康づくり課
 特定健康診査
 後期高齢者健診
 前立腺がん検診
 乳がん・甲状腺がん検診
 胃がん検診、歯周病検診
 結核・肺がん検診
 肝炎ウイルス検診
 子宮頸がん検診
 大腸がん検診
 骨粗しょう症検診
 健康運動教室
 特定保健指導

■担当：介護高齢課
 高齢者水中健康体操
 生涯現役塾

■担当：子ども課
 妊婦歯科健診

■担当：スポーツ課
 健康・体力づくり教室
 ダンベル健康体操教室
 日常生活筋力アップ教室

平成31年4月より、市民の健康寿命の延伸を目的に、楽しみながら健康づくりに取り組めるように健康マイレージ事業を開始します。(健(検)診や健康講座などの健康づくりの事業に参加するとポイントが貯まり、特典が受けられる事業です。

参加方法 ①対象事業参加時や事業担当課でポイントカードを入手します②対象事業に参加してポイントを貯めます③ポイントが貯まったらポイントカードと引き換えに特典を受けます

対象 市内在住の18歳以上の人間
問い合わせ 健康づくり課(☎402808)

| 必要ポイント | 内容 (今後追加予定) |
|--------|--------------------------------------|
| 5ポイント | みずとぴあのプールおよびトレーニング施設 1回半額 |
| 8ポイント | 500円相当の検診 1回無料(※1) |
| | 桜山公園駐車場 1回無料 コミュニティ・センターやすらぎ 1回無料 |
| 15ポイント | 特定健康診査 1回無料(※1) |
| | 1,000円相当の検診 1回無料(※1) |
| | 高齢者インフルエンザワクチンの予防接種 1回無料(※1・2) |

※1 事業の対象者に限ります
 ※2 市内の医療機関で接種する場合があります

ポイントを貯めて健康とお得なサービスをゲット！
健康マイレージ事業

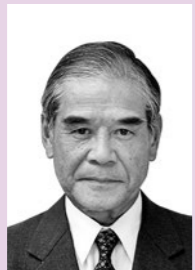


三波川財産区管理委員会委員の選任

任期満了に伴い、三波川財産区管理委員会に、小柏英雄さん(再任)・小柏克巳さん(再任)・南三夫さん(再任)・新井松江さん(再任)が、市議会の同意を得て、4月1日付けで三波川財産区管理委員会委員に選任されました。



小柏克巳さん (三波川)



小柏英雄さん (三波川)



新井松江さん (三波川)



南三夫さん (三波川)

魅力ある地域づくり活動費
 歴史や文化、自然環境などの地域特性を活用して、住民が主体となって創意工夫を凝らした地域づくりに取り組む団体を支援します。

対象団体 自主的に組織された市民団体(前年度までに補助を受けた団体は除く)

対象活動 地域の歴史文化の保存活用、自然環境の保存活用、福祉・健康づくり、生活環境・景観の改善、地域づくり市民意識の高揚、そのほか地域振興に必要な活動

対象外の活動 △団体などが行う鑑賞のみの活動▽けいこ

事、習い事の発表会▽すでに定着している継続事業など

補助金額 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1団体当たり20万円まで

伝統文化保存継承事業
 市内に伝承されている太々神楽、獅子舞、祭囃子などの伝統文化を保存継承し、地域の活性化に取り組み団体を支援します。

対象団体 次の全ての条件を満たす団体▽市内に住所を有する▽一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがある▽規約を有し、代表者が明確らからである▽会計経理が明確

である

補助対象経費 △衣装・人形・道具などの購入、修繕や復元に要する経費▽後継者育成のための活動に要する経費

※過去5年以内に補助を受けた経費は対象外

補助金額 補助対象経費の3分の1以内の額とし、1団体当たり40万円まで

共通事項
補助対象期間 交付決定日、平成32年3月末
その他 市から他の補助を受ける事業は対象外
申請・問い合わせ 地域づくり課(☎402428)

魅力ある地域づくり活動費・伝統文化保存継承事業の補助金



後期高齢者医療制度の保険料率を一部変更

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合で納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直され、平成31年度の保険料率は30年度と同率となります。保険料率や計算方法は下記表1の通りです。

均等割額の軽減
 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額が2割、9割軽減されていましたが、4月から9割軽減が8割軽減に変更されます。軽減該当条件と軽減後の均等割額は表2のとおりです。

被用者保険の被扶養者であった人の軽減
 後期高齢者医療の資格を得た日の前日に被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人の保険料は、所得割額は課されず、均等割額は後期高齢者医療制度加入時から2年間に限り5割軽減されます。

均等割額の軽減にも該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。

問い合わせ 保険年金課(☎402259)

表1) 保険料率

| 区分 | 所得割率 | 均等割額 | 限度額 |
|--------|------|----------|------|
| 平成31年度 | 8.6% | 4万3,600円 | 62万円 |

保険料の計算

$$\text{所得割額 (総所得金額など - 33万円) } \times 8.6\% + \text{均等割額 (4万3,600円)} = \text{年間保険料}$$

※年間保険料は、所得に応じた「所得割額」と「均等割額」との合計です

表2) 保険料の軽減措置の変更

| 軽減割合 | 軽減該当条件(所得金額) | 軽減後の額 |
|--------|--|----------|
| 8割軽減 | 「基礎控除額(33万円)以下で、かつ被保険者全員の各所得が0円」の世帯(ただし公的年金等控除額は80万円として計算) | 8,720円 |
| 8.5割軽減 | 「基礎控除額(33万円)」以下の世帯 | 6,540円 |
| 5割軽減 | 「基礎控除額(33万円) + 28万円(27万5,000円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯 | 2万1,800円 |
| 2割軽減 | 「基礎控除額(33万円) + 51万円(50万円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯 | 3万4,880円 |



市内の観光スポットや今年で世界文化遺産登録5周年を迎える高山社跡などを群馬県宣伝部が巡った様子が放映されます。ぜひご覧ください。

- 放送 群馬テレビ
4月12日(金)午後7時30分～8時
(再放送 4月14日(日)午前9時30分～10時)
- 出演者 タイムマシーン3号、横塚沙弥加

100歳のお誕生日
 おめでとうございます
 新井市長と反町市議会議長が慶祝訪問



おさね 小實 かねさん(3月18日訪問)
 若い頃からおしゃれに気を配っていたという小實さん(3月15日生まれ・藤岡)は、今でも毎日化粧水を付けています。市長から賞状を手渡されると、にこやかな笑顔を見せていました。